

# 条例(案)制定の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部が改正され、これまで、同法等で全国一律に定められていた「資本制度」が見直され、地方公営企業がそれぞれの経営判断に基づき対応することとなりました。

これに伴い北広島市水道事業では、この改正における対応について検討を進めており、この度、対応案に対して、広く市民のご意見をお聴きするため、意見の募集を行います。

## 1 地方公営企業等の一部改正の概要

(平成24年4月1日施行)

- (1)法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務の廃止
- (2)条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。

## 2 対応案

上記2点にかかる対応案の検討にあたっては、現在の水道事業の経営状況や現在の「資本制度」にかかる会計処理等を勘案し、次のとおりとしました。(平成24年4月1日施行)

内 容	(1) 利益の処分	(2) 資本剰余金の処分
現 行	①1/20 を下らない金額を減債積立金 又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失 等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填し きれなかった場合は可
改 正	条例又は議決により可	条例又は議決により可
対 応 案	条例によることとする。	条例によることとする。
理 由	改正前の地方公営企業法等に基づく 処分を従前とおりに継続するとともに、 経営状況を考慮し、積み立てる順番等 を次のとおりとするため。 ①減債積立金（1/20 を下らない金額） ②建設改良積立金 （1/20 を下らない金額） ③利益積立金（減債積立金と建設改良 積立金を積み立てた後の残額）	資産の滅失等に伴う資本剰余金の処分 については、改正前の地方公営企業法に 基づく処分を従前とおりに継続するとと もに、平成26年度から実施予定の会計 基準の見直し後の処分方法を勘案し、予 めその内容を規定し、円滑に事務処理を 行うため。

